

## 濁り水（赤水）に伴う水道料金の減免について

漏水事故などにより濁り水が発生し、ご家庭などできれいになるまで**放水した水道水の水道料金相当額を、次回の水道料金から差し引く料金減免制度**があります。

減免制度の利用は、申し出が必要となりますので、詳しくは「**水道部 維持課 維持係**」までご連絡ください。



■連絡先 水道部 維持課 維持係  
電話 0475 (23) 9491



(注意事項)

- 漏水事故の発生場所、時期及び濁り水の状況などを確認して、減免措置の対象となるか審査を行います。周辺で濁り水が発生しておらず、原因がお客様が所有する宅地内の水道管であると判断される場合は、減免措置の対象とならないことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 地震などの災害に係る水道料金の減免措置については、その都度、お知らせします。

## 減免の方法

次回の水道料金請求時に、使用水量から放水相当量を差し引いて水道料金を請求いたします。

(注意事項)

- 検針時にお配りする「水道料金使用量のお知らせ」については、減免措置がされていない水量で記載されますが、請求時には放水量を差し引いた水量で請求します。
- 放水した水道料金相当額の払い戻しは行いません。
- 基本料金に賦課される16立方メートル（2か月）未満の使用水量の場合は、減免措置の対象となりません。

(例)

ご家庭で、使用水量50立方メートル（2か月）から1立方メートルの減免した場合

50立方メートルの水道料金 10,087円（消費税込み）

↓ 1立方メートルの  
減免措置

↓ 220円の減

49立方メートルの水道料金 9,867円（消費税込み）

## 放水量の目安

お風呂の場合

浴槽1杯で200～250Lほどなので、4～5杯で1立方メートルです。

1立方メートル =

